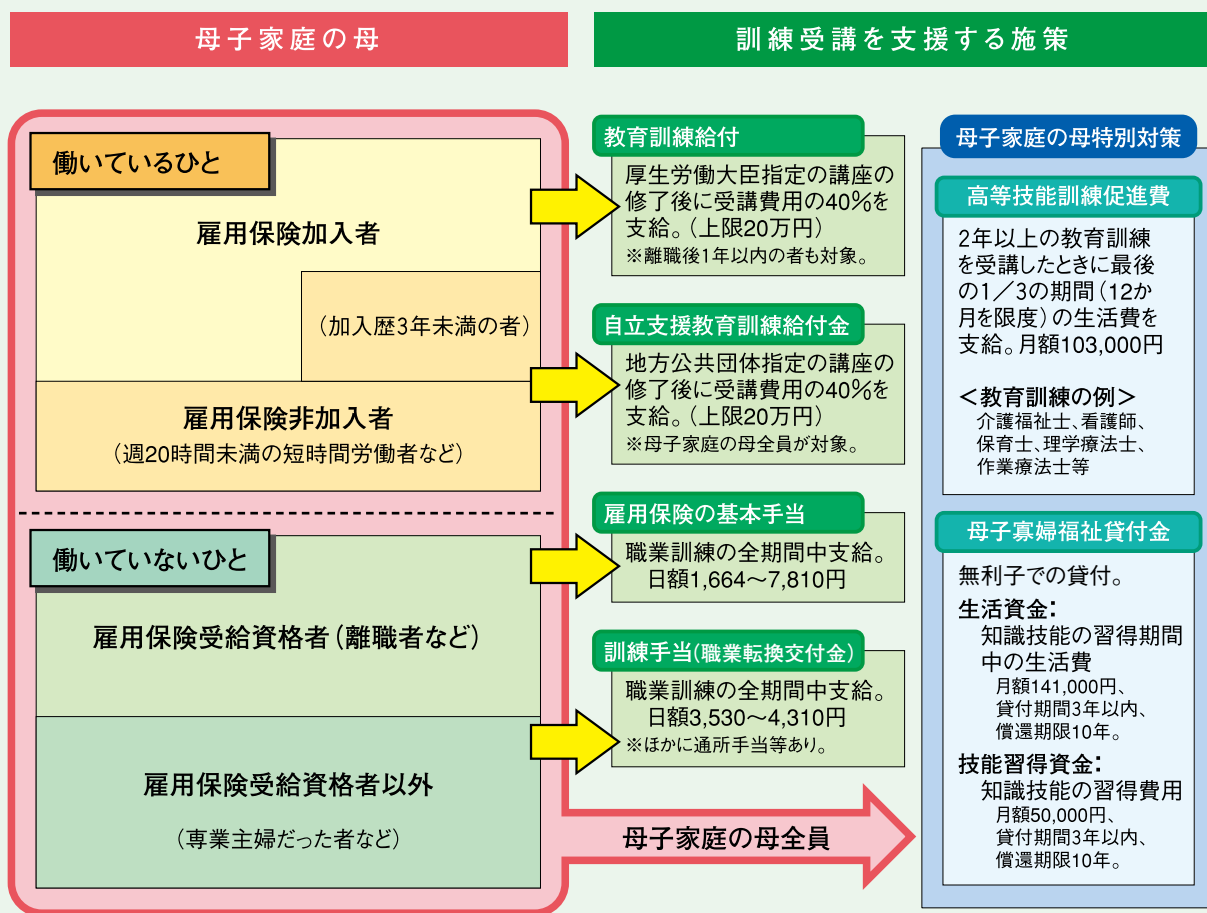


図表2-1-12 母子家庭の母の職業訓練メニュー



(1) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力、求職条件等から受講の必要性が高いと認められる者に対しては、無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。また、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、昭和52(1977)年度から雇用対策法に基づく訓練手当を支給してきており、平成17(2005)年度においては、1,164人(平成16(2004)年度は848人)の母子家庭の母に対して訓練手当を支給した。

さらに、平成17(2005)年度から、母子自立支援プログラムに基づく就労支援を受ける母子家庭の母等を対象に、民間の教育訓練機関等の多様な委託先を活用した「準備講習付き職業訓練」を実施している。この「準備講習付き職業訓練」では、就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4~5日程度)を実施し、その後、実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3~6か月程度)を実施している。

(2) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立を促進するため、平成15(2003)年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を